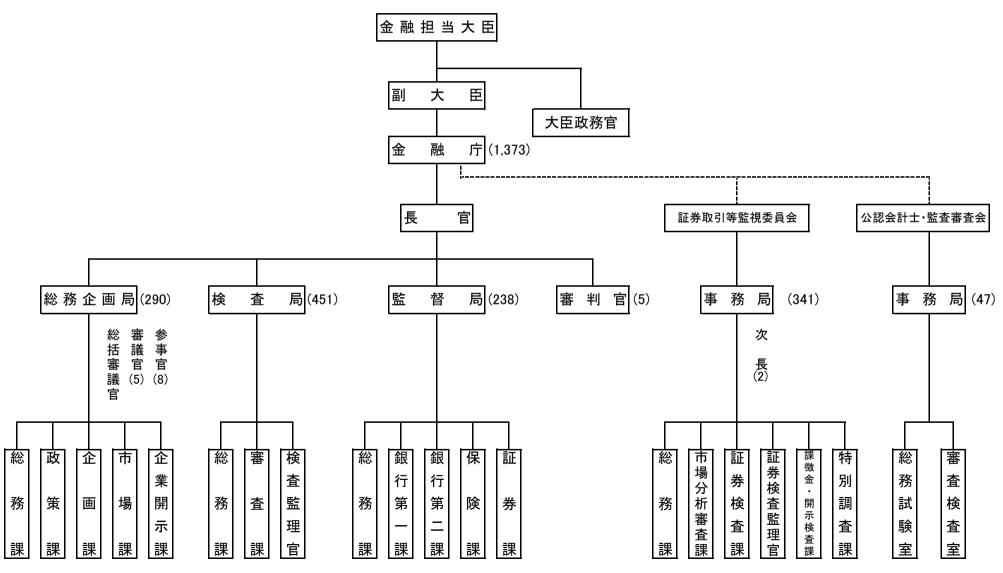


金融庁の組織(平成19年度)



- (注1) 数字は、平成19年度末定員。
- (注2) 審議官、参事官及び監視委事務局次長のうち、それぞれ1人は充て職。

金融担当大臣

内閣府設置法 (抜粋)

(特命担当大臣)

- 第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務(これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。)を掌理する職(以下「特命担当大臣」という。)を置くことができる。
 - 2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。
- 第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために 必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う 内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさ どる。

一~十四 (略)

十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項 十六 (略)

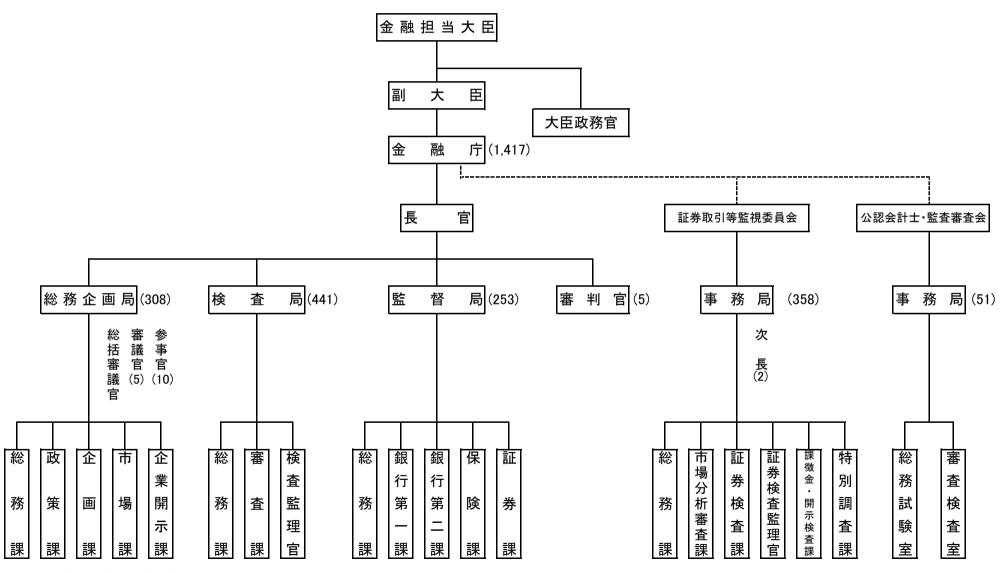
- 2 (略)
- 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一~五十九 (略)

六十 金融庁設置法 (平成十年法律第百三十号) 第四条に規定する事務 六十一 (略)

金融庁の各局等の所掌事務(平成19年度)

部局の名称	課等の名称	所 掌 事 務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総務課	総務、人事、服務、研修、国際関係、図書館の運営等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生 等
		情報システムの整備及び管理等
		課徴金に係る審判の事務、課徴金の徴収に関すること 等
	政策課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案 等
	研究開発室	金融に関する基礎的な調査及び研究等
	調査室	経済金融情勢に関する調査等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案 等
	市場課	証券市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、証券取引 所等の監督 等
	企業開示課	企業会計基準及び監査基準の設定、証券取引に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム(EDINET)の整備、公認会計士等の監督等
検 査 局		民間金融機関等の検査
	総務課	検査局の総括、金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の実施、金融検査の 基準の策定 等
	統合的リスク管理・市場リスク検査室	統合的リスク管理・市場リスクに係る金融検査
	審査課	検査報告書の審査、金融検査の結果の通知等
	検査監理官	重要な金融検査の実施等
監督局		民間金融機関等の監督
	総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・ 郵便保険会社の監督 等
	監督調査室	監督上の調査 等
	コングロマリット室	金融コングロマリットの監督に関する総合調整・企画立案 等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督 等
	信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応 等
	金融会社室	ノンバンクの監督 等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督等
	銀行第二課	地銀・第二地銀の監督 等
	保険課	保険会社・少額短期保険業者等の監督等
	証券課	証券会社、投資信託委託業者、投資顧問業者、金融先物取引業者等の監督等
審判官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監	監視委員会 事務局	証券会社等の検査、課徴金調査、犯則事件の調査等
	総務課	事務局の総務、総合調整 等
	市場分析審査課	証券取引に係る資料・情報の収集及び分析並びに取引審査 等
	証券検査課	証券会社等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、検査結果に対する審査 等
	証券検査監理官	証券検査の実施 等
	課徴金·開示検査課	課徴金調査、有価証券報告書等検査 等
	特別調査課	犯則事件の調査 等
公認会計士・	<u></u> 監査審査会 事務局	公認会計士試験の実施、公認会計士の監査業務に関する審査・検査 等
	総務試験室	事務局の総務、総合調整、公認会計士試験の実施等
	審査検査室	「品質管理レビュー」の審査・検査 等
F	•	

金融庁の組織(平成20年度)



- (注1) 数字は、平成20年度末定員。
- (注2) 審議官、参事官及び監視委事務局次長のうち、それぞれ1人は充て職。

金融規制の質的向上 ― ベター・レギュレーション ―

「ベター・レギュレーション」とは、より良い規制環境を実現するための金融規制の質的な向上を指します。金融庁は、この「ベター・レギュレーション」をこれからの金融行政における大きな課題として位置付けています。

(なぜ、いまベター・レギュレーションなのか?)

(1) 我が国金融・資本市場の国際競争力の強化

少子高齢化が進み人口減少時代の到来を迎える中、我が国経済が持続的発展を遂げる ためには、高い付加価値を生み出す金融サービス業が経済の中核的な役割を果たす必要が あります。金融規制の質は、規制の適用されるマーケットの競争力を左右する重要な要素で あり、金融規制の質的向上に伴う我が国市場の競争力強化は、我が国市場を母国市場とす る金融機関の活躍の場を広げ、利用者利便の向上につながります。

(2) 金融セクターを巡る局面の変化

「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「公正・透明な市場の確立と維持」という金融 行政の目的を巡る状況が大きな変化を遂げています。不良債権の処理が進んで金融システ ムへの不安が払拭される一方、利用者保護や市場の公正や透明性を巡る問題の顕在化を 受けた官民を挙げての取組の結果、枠組みの整備や実態の改善が進んでいます。こうした 流れを定着させ更に深化させるという現在の局面においては、各金融機関の自己責任と自 助努力による様々な課題への取組みが重要であり、金融規制もまた、金融機関の自己責任 を重視し、自助努力を促すように変わっていく必要があります。

(ベター・レギュレーションへの4つの柱)

第一の柱:「ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ」

詳細なルールを設定し、それを個別事例に適用していくという「ルール・ベースの監督」と、いくつかの主要な原則を示し、それに沿った金融機関の自主的な取組みを促す「プリンシプ

ル・ベースの監督」とを最適な形で組み合わせることによって、全体としての金融規制の実効性を確保していくことが重要です。その組合せの在り方を関係者の方々と議論していきたいと考えています。

第二の柱:「優先課題への効果的対応」

(リスク・フォーカス、フォワード・ルッキングなアプローチ)

金融システムに内在するリスクをできるだけ早く認識し、そのような重要課題への対応のために行政資源を効果的に投入していくというアプローチです。 そのためには、経済、市場の動向把握や、金融機関の戦略や活動についての正確な認識が重要であり、金融機関や市場参加者とのコミュニケーションを強化していく必要があります。

第三の柱:「金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視」

□金融検査評定制度やバーゼルⅡ、地域密着型金融など、金融規制の枠組みにはインセンティブ重視、自助努力尊重という方向性が既にかなり織り込まれています。金融セクターを巡る局面の変化で金融機関の自助努力の重要性が増しており、こうした枠組みを更に中身の濃いものにしていきたいと考えています。

第四の柱:「行政対応の透明性・予測可能性の向上」

金融庁では、検査監督上の着眼点などを定めた検査マニュアルや監督指針、各事務年度の検査方針、監督方針を公表しているほか、行政処分の基準の公表、ノーアクションレター制度の改善、ルールの解釈等についてのQ&Aの掲載など、透明性・予測可能性の向上に向けた様々な取組みをしてきています。関係者の意見も聞きながら、更に改善すべき点がないかどうかを検討していきます。

(ベター・レギュレーションに向けての5つの当面の具体策)

① 金融機関等との対話の充実

金融機関等との対話の充実は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を素早く把握する上で重要です。

金融システムが抱える問題について官民が協同して解決策を探っていく上でも対話は必要不可欠です。

② 情報発信の強化

金融関連法令等の英訳の推進や内外のシンポジウム等への積極的な参加を通じて、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に国民や世界の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を進めていきたいと考えています。

③ 海外当局との連携強化

金融のグローバル化に対応し、規制・監督の国際的な整合性の確保や、グローバルなマーケットの動向の把握が重要となっており、各国の規制当局や国際機関と連携し適切に対応していきたいと考えています。

④ 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

マクロ経済や金融・資本市場の動向が金融機関の経営や金融システム全体の安定に与える影響について分析、把握するとともに、必要な監督上の対応を時を失せず講じられる体制を整備することが求められます。庁内の調査機能を強化するほか、市場関係者、日本銀行、外国監督当局等との対話・連携の促進を図っていきたいと考えています。

⑤ 職員の資質向上

金融は非常に高い専門性が求められる分野であり、ベター・レギュレーションに向けての 取組みを実現させていくためには、金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に遅れをと ることのないよう、その資質の向上を図ることが前提となります。研修の充実、人事制度上の 工夫、官民の人材交流など、様々な方策を検討していきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「<u>大臣談話・講演等</u>」から、「<u>佐藤金融庁長官講演『金融規</u> 制の質的向上について(ベター・レギュレーションへの取組み)』にアクセスしてください。

(ベター・レギュレーションの進捗状況)

平成 19 年7月から進めてきたベター・レギュレーションの取組みについて、その進捗状況を取りまとめました。今後も、半年毎に公表していく予定です。

• ベター・レギュレーションの進捗状況について(平成 20 年5月 19 日公表)

平成 20 年 4 月 18 日 金融庁

金融サービス業におけるプリンシプルについて

1. わが国の金融・資本市場の魅力と競争力を高め、金融サービス提供者が利用者ニーズに応えた良質な金融サービスを提供できるようにしていくことは、わが国経済社会にとって重要な課題である。そのためには、ビジネス環境や規制環境を、金融サービス利用者と提供者の双方にとってより良いものとしていくことが重要となる。こうした観点を踏まえ、金融庁では、昨年来ベターレギュレーションの取組みを進めてきた。

このベターレギュレーションの取組みの中で、「ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督の最適な組合せ」」という考え方を示し、プリンシプルベースの監督の機軸となる主要なプリンシプル(注1)について、関係する金融サービス提供者の代表の方と議論を重ねてきた。今般、別紙1の通り、主要なプリンシプルについて関係者との間で共有をすることができた(注2)。

- (注 1) プリンシプルとは、法令等個別ルールの基礎にあり、各金融機関等が 業務を行う際、また当局が行政を行うにあたって、尊重すべき主要な行動 規範・行動原則と考えられる²。また、プリンシプルベースの監督とは、上 記のようなプリンシプルに沿って、各金融機関等がより良い経営に向け自 主的な取組みを行っていくことに重点を置いていく監督の枠組みである。
- (注2)本プリンシプルをとりまとめるにあたっては、主な金融サービス提供者として全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、信託協会、国際銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会、外国損害保険協会、日本証券業協会と意見交換会を開催し、議論を行った。

また、全国労働金庫協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会とは個別に意見交換を行った。

2. プリンシプルについて、広く関係者の間で認識を共有できれば、以下のような効果が期待できる。

 $^{^1}$ ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督との関係

①不特定多数の者に共通のルールを適用するなどルールベースになじむ分野と、金融機関の経営管理等の態勢整備を促すなどプリンシプルベースになじむ分野がある。

②また、(イ)金融イノベーションが進む中、予め全ての事象を想定してルールでカバーすることは不可能であり、こうしたルールの隙間をプリンシプルで補う、(ロ)行政対応の中でルールを適用するにあたって、プリンシプルに基づき適切な判断を行うことで、行政の実質的な公平性の確保に資する、という形で相互補完的に機能する場合がある。

 $^{^2}$ なお、運用にあたっては、業態や規模・特性等にも配慮することが重要である。

- ① 金融サービスの利用者にとっては、あらかじめ金融サービス提供者に期待できる行動や金融サービスに求められる品質が理解され、安心して金融サービスを購入できる環境が整う。
- ② 金融サービスの提供者である各金融機関等にとっては、成文化されたルールがない場合やルールの解釈が分かれる場合であっても、自らがとるべき行動について、基本的な考え方が明確となり、環境の変化に応じて機動的に、自主的なサービスの改善や新サービスの開発・提供などに取組む際の指針となることが期待される。

この意味で、プリンシプルは、各金融機関等に期待される改善努力の方向感を示すと共に、ベストプラクティスの拠り所となるものである。また、ルールを解釈する際の基礎となるものでもある。

- ③ 行政にとっても、(イ)検査・監督などの場面におけるルールの解釈・運用において、プリンシプルに示された基本的な考え方に準拠することで、実態に即した的確な行政対応をより確かなものとすることが可能となる。(ロ)既存のルール(法令、金融検査マニュアル、監督指針等)の見直し等にあたっても、プリンシプルの考え方に沿った簡素化や明確化を図ることで、金融サービスのイノベーションや、金融サービスにおける自由な競争を妨げないような市場環境及び規制環境を整備することが可能となる。
- 3. 金融庁としては、このプリンシプルについて職員一人一人に浸透を図り、 プリンシプルに則した実効的な行政対応に努めてまいりたい。また、プリンシ プルについて、金融サービス提供者との間で継続的な対話を行い、更に議論を 深めてまいりたい³。

なお、上に示したようなプリンシプルの性格上、仮にその充足度が低く、実現への改善努力が十分でない場合であっても、法令上の根拠なしに行政処分が行われるということはない。

(注) 今般プリンシプルが共有されたことを踏まえ、別紙2の通り「金融上の 行政処分について」の一部改訂を行った。

254

 $^{^3}$ 日本商品投資販売業協会、金融先物取引業協会、日本公認会計士協会、各金融商品取引所からも、プリンシプルについて意見を伺っている。

具体的なイメージ
①利用者の求める金融サービス提供のための不断の努力 ②多様な利害関係者との適切な関係 ③我が国の金融サービス業が、高い付加価値を生み出し、経済の持続的成長に貢献していくことを期待 ④社会的責任等への対応
①法令、自主規制等の遵守 ②ベストプラクティスの追及、必要に応じ自主規制等の改善に努め、市場の効率性など機能向上のために貢献 ③市場の透明性・公正性を害する悪質な行為に対して厳しい態度で臨み、市場の透明性・公正性確保のために貢献
①利用者のニーズを十分踏まえ、適切な金融サービスの提供、事後フォロー等の契約管理 ②「優越的地位の濫用」の防止等、取引等の適切性の確保 ③利用者の情報保護の徹底 ④利用者の公平取扱い、アームズレングスの遵守
①利用者等の判断材料となる情報を正確・明確に開示し、実質的な公平を確保 ②適合性の原則 ③利用者に真実を告げ、誤解を招く説明をしないこと
①可能な限り利用者の理解と納得を得るよう努力 ②相談、問い合わせ、苦情等の事例の蓄積と分析を行い、説明態勢など業務の改善に努力 ③正しい金融知識の普及
①利益相反やビジネス上のコンフリクトに適切に対応しているか十分に検証 ②利益相反による弊害を防止する適切な管理態勢の整備 ③利用者に対する誠実な職務遂行
①利用者の財産の適切な管理 ②財産を管理するものの責務の履行(例えばその責務に応じて善管注意義務、分別管理義務、受託者責任)
①適切かつ効率的な経営管理・ガバナンスの構築 ②役職員の適切な人員配置 ③法令や業務上の諸規則等の遵守、健全かつ適切な業務運営 ④各金融機関等の取締役のフィットアンドプロパー
①市場への適時・適切な情報開示 ②多様な利害関係者への適時適切な情報開示
①犯罪等へ関与せず、利用されないための態勢整備(含反社会的勢力との関係遮断) ②顧客管理体制の整備、関係機関等との連携
①リスク特性に照らし、資産、負債、資本のあり方を適切に評価 ②リスクに見合った自己資本の確保
①適切なリスク管理態勢の整備 ②資産・負債、損益に影響を与え得る各種リスクを総合的に把握し、適切に制御 ③持続可能な収益構造の構築
①市場混乱時における流動性確保 ②危機管理体制の構築、危機時の関係者間の協調
①当局からの合理的な要請に対し、適時に必要とされる情報を十分かつ正確に伝達 ②当局と金融サービス提供者の双方向の対話の充実を通じて円滑な情報伝達

ベター・レギュレーションの進捗状況について 一 平成 19年7月~平成 20年4月 — 〈概 要〉

- I. ベター・レギュレーションの4つの柱について
- 1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
- (1) プリンシプル・ベースの監督の基軸となる主要な 14 項目の<u>プリンシプルについて、関</u> 係者との間で共有(平成 20 年4月)。
- (2) <u>ルールの解釈にプリンシプルから光をあて</u>、実務が過度に萎縮することがないよう、制度の趣旨を明確に示す取組みを実施。質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」(平成 20 年2月)や「内部統制報告制度に関する 11 の誤解」(同3月)の公表など。
- (3) <u>ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の連携</u>を図る官民共同の取組みも進展。金融庁「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」の論点整理(平成 18 年6月公表)に応じ、日本証券業協会等において、12 の自主規制ルールを改正・策定。

2. 優先課題の早期認識と効果的対応

- (1) サブプライムローン問題への対応
 - サブプライムローン問題の深さと広がりを認識した上で、重点的に行政資源を投入。
 - ・ <u>わが国金融システムへの影響を把握・分析</u>(金融機関のサブプライム関連商品等の保有額等を公表)。わが国金融機関のリスク管理状況を注意深くフォロー。
 - ・ <u>グローバルな市場の動きをタイムリーかつ的確に把握</u>するべく、庁内体制を強化 (市場分析室の設置、平成 20 年2月)。
 - ・「金融市場戦略チーム」による「第一次報告書」(平成 19 年 11 月)を踏まえ、<u>今後</u> の改善策等を検討。
- (2) 年度当初に、フォワードルッキングにその年度の検査・監督方針の基本方針を策定、重点 課題を明示。平成 19 事務年度においては、リスク管理の高度化等を重点課題として位置づ け。
- (3) メリハリのついた検査を実施。①主要行担当主任検査官の複数年担当制(日本版 Examiner in Charge)の導入、②特定のリスクやテーマに的を絞ったターゲット検査・特別検査の積極的活用などを実施。

(4) このほか、<u>情勢変化にタイムリーに対応</u>。①<u>虚偽の大量保有報告書の EDINET 掲載事</u> <u>案</u>に対し、「EDINET 運用改善検討チーム」を立ち上げ、論点整理を公表(平成 20 年2 月)。

また、フォワードルッキングな観点から、電子マネー等の決済に関する新しいサービス について検討を行うとともに、決済システムの強化に向けた関係者の取組みを推進する ため、「決済システム強化推進室」を設置(平成 20 年4月)。

3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

- (1) <u>検査評定制度</u>を全面施行(平成 20 年1月)。金融機関からも、概して、インセンティブとして機能との評価。
- (2) 世界に先駆けた<u>バーゼル II</u>の実施は、サブプライムローン問題にも見られるよう、わが国金融機関のリスク管理の高度化に効果があるとの評価がある。

4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

- (1) 従来より、<u>検査・監督の枠組み</u>において、透明性・予測可能性の向上に努力。業態別の 監督指針や検査マニュアル、「金融上の行政処分について」等を策定・公表。
- (2) その他、①事例集(検査指摘事例集、行政処分事例集)等の策定・公表、②ノーアクション・レター制度の利便性の向上に向けた見直し、③Q&Aを通じたルール解釈・適用に係る具体的事例の蓄積等、に努めている。

また、④金融機関の経営に関する<u>計数の集計・公表</u>のほか、⑤パブリック・コメント手続を充実(英文でも2件実施)。

- (3) 金融機関等に実施したアンケート結果によれば、金融庁本庁の取組み全般における透明性・予見可能性について、8割近くが「改善した」、「やや改善した」との回答。
- Ⅱ. 当面の5つの取組みについて

1. 金融機関等との対話の充実

- (1) 事業者団体等との定期的な意見交換会を拡充。外資系事業者団体との対話も拡大 (IBA(国際銀行協会)に加え、ACCJ(在日米国商工会議所)とも対話を定期化)。
- (2) 個別の金融機関等の経営陣と、金融上の重要課題や、各社の経営上の重点課題等についての意見交換の機会を充実。

海外金融機関等の幹部との面会の機会も積極的に活用。

(参考1) 海外金融機関等の幹部との面会実績(企画官以上)

	平成18事務年度		平成 19 事務年度
		うち 18.7 月~19.3 月	(19.7 月~20.3 月)
海外金融機関等の幹部との面会実績	135 件	100 件	113 件

(3) 金融機関等に実施したアンケート結果によれば、金融庁本庁との対話全般に関して、6 割近くが「改善した」、「やや改善した」との回答。

対話の形態に関しては、実務者レベルの対話のさらなる充実を求める意見が多い。

2. 情報発信の強化

(1) 特定の重要テーマに関する講演・スピーチや報道機関のインタビュー、出版メディアへの寄稿を積極的に活用(渡辺金融担当大臣による燕・三条地域での中小企業金融に関する講演など)。英語による情報発信も強化。

(参考2) 講演・寄稿・インタビュー等の取組み状況(平成 19年7月~平成 20年3月)

	大臣・副大	大臣·副大臣·政務官 長官				委員長・ 会長ほか		荞議官等	課室長∙∶	企画官級
	講演・ スピーチ	寄稿• 出版	講演・ スピーチ	寄稿• 出版	講演・ スピーチ	寄稿• 出版	講演・ スピーチ	寄稿• 出版	講演・ スピーチ	寄稿• 出版
合計	10	5	11	5	21	3	54	5	78	44
金融行政総論	6	4	1	3	-	-	9	2	15	9
ベター・レギュレーション	-	-	6	2	-	-	14	-	5	2
金融・資本市場の 競争力強化	6	-	4	-	_	_	9	1	11	16
金融商品取引法関係	2	-	2	-	-	-	7	1	10	11
改正貸金業法関係(多重 債務問題関係を含む)	-	-	2	-	_	_	2	-	12	9
企業会計·企業監査	2	ı	2	1	12	1	1	1	3	9
検査マニュアル改訂	-	-	_	-	_	_	1	-	7	5
サブプライムローン問題	3	-	5	1	_	_	5	1	2	4
地域密着型金融• 中小企業金融	2	-	2	-	_	_	8	-	11	-
市場監視行政の 基本方針	1	-	_	-	9	2	17	2	28	6
その他	3	1	1	_	_	_	5	_	7	2

インタビュー等	32	23	11	26	31
---------	----	----	----	----	----

(注) 情報発信の内容については、一部重複あり。

(参考3) 上記取組み状況のうち、英語による情報発信の状況

	大臣·副大臣·政務官	長官	監視委委員長・ 審査会会長ほか	局長·審議官等	課室長·企画官級
講演・スピーチ	_	5	1	14	7
寄稿·出版	_	-	_	_	-
インタビュー等	3	3	-	-	1

- (2) 報道発表を通じたタイムリーな情報発信にも努力。金融行政の考え方を直接地域の事業者等に説明するため、全国各地で説明会を開催(金融検査マニュアル別冊のパンフレットを用いた中小企業向け説明会など)。
- (3) ウェブサイトについては、より分かりやすく体系的に整理(平成 19 年8月、12 月)。英語版ウェブサイトにおいても、随時、重要な施策の英訳版を公表するとともに、英文メールサービスを開始(平成 20 年1月)。
- (4) 金融機関等に実施したアンケート結果によれば、金融庁本庁からの情報発信全般の強化に関して、8割近くが「改善した」、「やや改善した」との回答(英語での情報発信については、6割以上)。

アンケートに寄せられた意見の中では、(i)ウェブサイトの充実、(ii)説明会等の充実、(iii)分かりやすさの改善、を求めるものが多い。

3. 海外当局との連携強化

- (1) ダボス会議、FSF(金融安定化フォーラム)、IOSCO(証券監督者国際機構)等のサブプライムローン問題に関する国際的議論に貢献。主導的ポストも担いつつ、バーゼル銀行監督委等の国際会議に参加。多国間情報交換枠組みである、マルチ MOU にも加盟(平成 20 年2 月)。
- (2) IOSCO 東京コンファレンスを主催(平成 19 年 11 月)。世界 46 ヶ国・地域、5つの国際機関から総勢 400 名強の参加。
- (3) 各国監督当局とも、定期的な協議を拡大(マレーシア(平成19年9月)、中国(平成20年1月))。監督上の協力も拡大(中国(平成20年2月)、ドバイ(平成19年11月))。 渡辺金融担当大臣の訪中(平成20年2月)など、海外当局との面会も充実。

(参考4) 海外当局者等との面会・会合実績(企画官以上)

	平成18 事務年度		平成 19 事務年度
		うち 18.7 月~19.3 月	(19.7 月~20.3 月)
海外当局者等との面会実績	116 件	82 件	110 件
多国間会合出席実績	58 件	43 件	67 件
2国間会合開催実績	19 件	14 件	19 件

4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

グローバルな経済情勢・市場状況が金融システムに与える影響が増大していることを踏まえ、継続的に情報収集・分析を行うため、市場分析室を設置(平成 20 年2月)。収集した情報を、 庁内で情報共有、金融システムに内在するリスクを議論・特定し、検査・監督事務に活用。

5. 職員の資質向上

- (1) キャリアパスに関するアンケートを実施(平成 20 年1月)し、各職員の専門性(※)も意識した任用体制を確立していく(平成 20 年7月期異動以降)。
 - (※) リスク管理、コンプライアンス、情報システム、会計基準、金融工学など
- (2) 理論研修の実施、内外大学院や在外公館への派遣等を通じた職員の専門性の強化に向けた取組みの実施。
- (3) 民間企業において業務を経験した人材や弁護士・公認会計士などを、中途採用及び 官民人事交流法に基づく交流採用の形で積極的に採用。

Ⅲ. 今後の課題について

- (1) ベター・レギュレーションの取組みについては、アンケート等外部からの評価を見ても、 相応に進捗していると言える。
- (2) 今後の課題としては、以下の点が挙げられる。
 - ① ベター・レギュレーションの考え方についての職員への徹底
 - ② 実務者レベルでの対話の充実、自由に意見を交換できる機会の拡大
 - ③ 情報発信の機会の拡充
 - ― 説明会などの機会の拡大、ウェブサイトの利便性向上。

(参考) ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケートについて

(概要)

〇 金融庁では、本年3月に、平成 19 年7月以降の金融庁におけるベター・レギュレーションの取組み、特に金融行政の透明性・予見可能性の向上に向けた取組みに係る進捗状況について、監督対象先に対して、原則匿名形式でアンケート調査を実施した。回収状況は、以下の通り。

今回のアンケートの特徴として、法人単位ではなく、同一の組織に属する異なるクラス (社長・頭取クラス、取締役クラス、課長クラス)の方々からそれぞれご回答を頂いた。

		内訳①						
	全体		預金等取扱金融機関			証券会社		
	五件		銀行	地域金	保険会社	等	取引所	監査法人
			亚以1」	融機関		₹		
調査先	1464 人	822 人	585 人	564 人	261 人	330 人	21 人	30 人
回収率	67.6%	61.3%	46.8%	70.0%	94.6%	58.5%	95.2%	83.3%

	内訳②		内訳③			
	国内	外資	社長・頭取クラス	取締役クラス	課長クラス	
調査先	1065 人	399 人	488 人	488 人	488 人	
回収率	75.8%	45.6%	65.2%	69.9%	67.6%	

(注) それぞれの項目には、以下の業態・クラスを含む

預金等取扱金融機関:主要行、外国銀行、地方銀行、第二地方銀行、その他の銀行(信託銀行等)、信用金庫、信用組合

銀行:預金等取扱金融機関のうち、主要行、外国銀行、地方銀行、第二地方銀行、その他の銀行(信託銀行等)

地域金融機関:預金等取扱金融機関のうち、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合保険会社:国内生保、外国生保、国内損保、外国損保

証券会社等:国内証券、外国証券、投信委託業・投資顧問業、外国投信委託業・投資顧問業

国内:外資に分類される業態を除く預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社等及び取引所、 監査法人

外資:外国銀行、外国生保、外国損保、外国証券、外国投信委託業・投資顧問業

社長・頭取クラス:各業態の社長・頭取・理事長等のクラス

取締役クラス:各業態の取締役・執行役員・理事・部長・代表社員等のクラス

課長クラス:各業態の課長等のクラス

(アンケート結果)

- アンケートの自由記載欄に寄せられた意見も含め、アンケートの結果を概観すると、概 ね以下の通り。
 - ① 透明性・予見可能性の向上に関して
 - ・ 金融行政の透明性・予見可能性の向上については、8割近くの回答者が「改善した」、「やや改善した」と回答。

② 対話の充実に関して

- ・ 金融庁本庁との対話全般に対しては、<u>6割近くが、「改善した」、「やや改善した」と</u> 回答。この結果を、回答者のクラス別にみると、<u>社長・頭取クラスからは7割近く</u>の 回答があるのに対し、課長クラスからの回答は5割近く。
- 財務局による取組みに対しては、7割以上が「改善した」、「やや改善した」と回答。
- ・ 対話の形態に関しては、実務者レベルの対話のさらなる充実を求める意見が多い。

③ 情報発信の強化に関して

- ・ 金融庁本庁からの情報発信全般に対しては、8割近くの回答者が「改善した」、「や や改善した」と回答。
- ・ <u>英語による情報発信</u>については、6割以上が「改善した」、「やや改善した」と回答。 情報発信全般と比べた場合、制度改正に関する情報発信等への要望が強い。
- 財務局による取組みに対しては、7割近くが「改善した」、「やや改善した」と回答。
- ・ このほか、寄せられた意見の中では、(i)<u>説明会等の充実</u>、(ii)<u>ウェブサイトの充</u> 実、(iii)<u>分かりやすさの改善</u>、を求めるものが多い。

4 その他

- ・ 対話の充実、情報発信の強化の他、制度改正や金融行政上の対応について以下 の要望、意見が寄せられた。
- 金融行政上の対応については、(i) <u>部署間・職員間での見解の統一</u>、(ii) <u>金融行</u>
 政の方針と行政実務との一致、(iii) 照会対応の充実等。
- また、<u>制度改正</u>については、(i)<u>周知の充実</u>、(ii)<u>時間的な猶予の確保</u>、(iii)<u>手</u> 続の充実等。

資料2-4-1

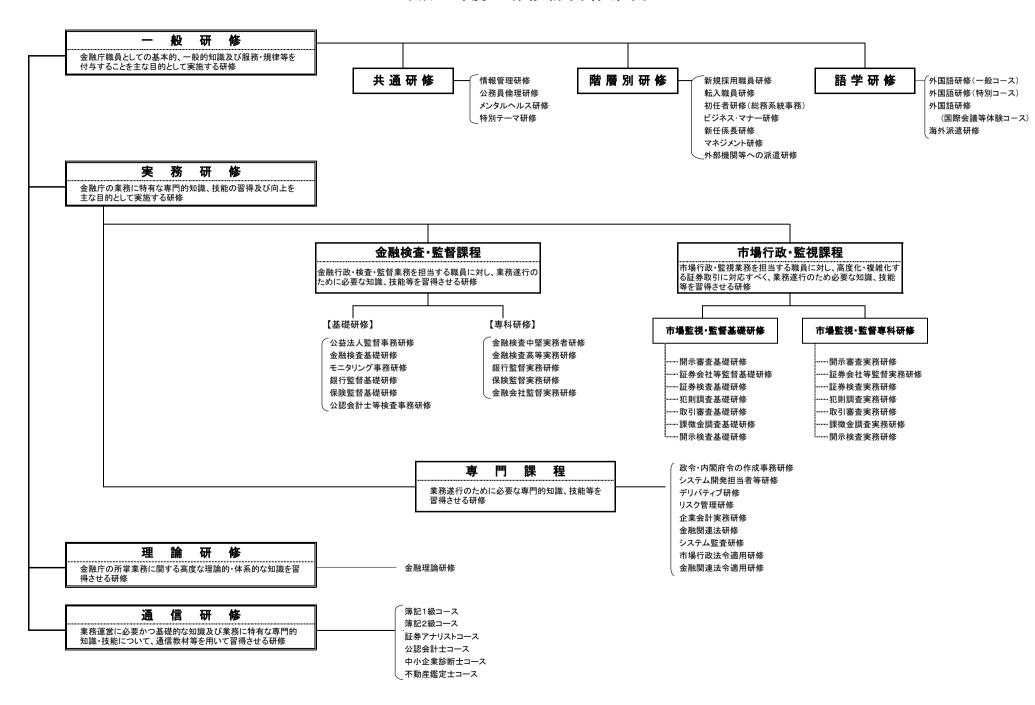
平成19事務年度 金融研究研修センターの体制

センター長 (吉野直行 慶応義塾大学経済学部教授) 副センター長(総務企画局企画課長) 副センター長(企画課調査室長)

[開発研修室] [研究開発室] [研究官等] 金融システム改革の評価 室 長 室 長 研究官(常勤) 保険会社のリスク管理と規制のあり方 補佐(研究企画) 専門研究員(非常勤) 補佐(手法・図書) 研究官(常勤) 金融政策、ポートフォリオ理論、銀行貸出行動の要因 補佐(研修関係) 研究官(常勤) 諸外国における金融法制の比較分析、総合的な金融法制に関する研究 研究企画係 専門研究員(非常勤) 手法開発係 研究官(常勤) 図書館係 電子金融取引・決済の潮流とその法的枠組 特別研究員(委嘱) 研修企画係 日本の開示、企業会計基準の将来像に関する研究 特別研究員(委嘱) 専門研修係 金融工学理論による分析・研究 特別研究員(委嘱) 専門研究員(非常勤) 特別研究員(委嘱) 金融機関のリスク管理と金融システムに関する研究 特別研究員(委嘱) 諸外国の金融制度等 特別研究員(委嘱) 信託制度に関する研究 特別研究員(委嘱) 特別研究員(委嘱)

[※] 研究官は、任期付職員法に基づき、任期(当初2年間)を定めて外部より採用している。

平成19年度 研修計画体系図



平成19事務年度(平成19年7月~20年6月)研修実施状況

(H20.6.30現在)

区分				
×	分	研修名(コース名)	目的	実施月 ————————————————————————————————————
		情報管理研修	行政文書管理、個人情報管理、情報セキュリティに関する基本的知識の付与	9月・10月・1月・3月・4月
	共通	公務員倫理研修	公務員倫理の涵養 等	3月
	研修	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止に関 する基本的知識の付与	8月・9月・10月・12月・1月
		特別テーマ研修	公務員(金融庁職員)として承知しておくべき一般 的・総合的な知識の付与	11月
		新規採用職員研修(I種)		4 月
		新規採用職員研修(Ⅱ種)	金融庁職員として必要最低限の基礎的知識及び金融知 識の付与	4月~5月
		新規採用職員研修(皿種)		4月~5月
	階 層 別	転入職員研修	金融庁で勤務していく上で必要な基本的・一般的知識 の付与	7月・8月・10月・1月・4月
一 般 研	研修	初任者研修(総務系統事務)	総務・経理事務担当者として必要な基本的知識の付与	7 月
修		ビジネス・マナー研修	社会人として相応しい接遇等の知識の付与	11月
		新任係長研修	役付職員としてのリーダーシップ等基本的知識の付与	8月
		マネジメント研修	組織管理や業務運営を行うに当たってのマネジメント 能力等の付与	9月
		外国語研修		
	語	(一般コース)	外国語(英語)に関する語学力の維持・向上	10月・1月・4月期 (各期3か月間)
	学 研	(特別コース/グループレッスン)	海外監督当局との折衝などに必要な実践的な語学(英語)力の維持·向上	9月・4月期 (各期3か月間)
	修	(特別コース/プライベートレッスン)	海外監督当局との折衝などに必要な実践的な語学(英語)力の維持·向上	9月・1月・4月期 (各期3か月間)
		(新規採用者コース)	外国語(英語)に関する基礎的知識の付与、及び総合 的な英語力のボトムアップ	10月
		公益法人監督事務研修	公益法人の監督に関する基礎的知識の付与	10月
		金融検査基礎研修	金融検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月・1月
		モニタリング事務研修	金融機関のモニタリングに係る分析手法等に関する基 礎的知識の付与	9月
	金	銀行監督基礎研修	預金取扱金融機関の監督に関する基礎的知識の付与	8月
<u> </u>	融検	保険監督基礎研修	保険会社等の監督に関する基礎的知識の付与	8月
実 務 研	査 ・ 監	公認会計士等検査事務研修	公認会計士等検査に関して必要な専門的知識の付与	7月
修	督課	金融検査中堅実務者研修	金融検査に関する専門的知識・スキルの付与	7月・1月
	程	金融検査高等実務研修	金融機関の経営実態把握及び検査班のマネジメント等 に必要な知識・スキルの付与	7月・1月
		銀行監督実務研修	預金取扱金融機関の監督に関する専門的知識の付与	8月
		保険監督実務研修	保険会社等の監督に関する専門的知識の付与	8月
		金融会社監督実務研修	金融会社の監督に関する専門的知識の付与	10月
		•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-

区分		研修名(コース名)	目的	実施月
		市場監視·監督基礎研修	市場監視·監督事務を遂行するうえで必要な基礎的知 識の付与	7月・1月
		開示審査基礎研修	企業内容開示審査事務に関する基礎的知識の付与	7月
ĺ		証券会社等監督基礎研修	証券会社、取引所等の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		証券検査基礎研修	証券検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		犯則調査基礎研修	犯則調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引審査基礎研修	取引審査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
	市場	課徴金調査基礎研修	課徴金調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
	行 政	開示検査基礎研修	有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識・ス キルの付与	7月
ĺ	監 視	市場監視·監督専科研修	市場監視·監督業務を遂行するうえで必要な専門的知 識の付与	7月・1月
	課程	開示審査実務研修	企業内容開示審査事務に関する専門的知識の付与	11月
由		証券会社等監督実務研修	証券会社、取引所等の監督に関する専門的知識の付与	8月
実 務 研		証券検査実務研修	証券検査に必要な専門的知識・スキルの付与	7月・12月
修		犯則調査実務研修	犯則調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・12月
		取引審査実務研修	取引審査に必要な専門的知識・スキルの付与	10月・1月
		課徴金調査実務研修	課徴金調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	7月
		開示検査実務研修	有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識・ス キルの付与	7月
		政令・内閣府令の作成事務研 修	政令等の改正事務に関する基礎的・専門的知識の付与	8月・4月
		情報システム担当者等研修	庁内各システムの開発・運用に必要な I T関連の基礎的・専門的知識の付与	8月・1月
	専門	デリバティブ研修	デリバティブに関する入門・基礎レベルの知識からリスク管理等の応用レベルの知識まで、広範囲な知識の 付与	8月・12月・3月
	課程	企業会計実務研修	会計制度に関する基礎的・専門的知識の付与	9月・3月
	12	金融関連法研修	金融行政を遂行する上で必要な関連法に関する基礎 的・専門的知識の付与	9月・1月
		システム監査研修	金融機関等のシステム監査に関する基礎的知識の付与	12月
		テーマ別研修	各テーマに関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与	5月~6月
理論	研修	金融理論研修	金融業務に関する高度の理論的・体系的な知識の付与	2月~3月
		簿記1級コース	日商簿記1級レベル相当の知識の付与	10月~
		簿記2級コース	日商簿記2級レベルの知識の付与	10月~
追信		証券アナリストコース	証券アナリスト(1次レベル) 相当の知識の付与	10月~
石	分	公認会計士コース	公認会計士と同等な知識の付与	10月~
1		中小企業診断士コース	中小企業診断士(1次レベル) 相当の知識の付与	10月~
<u> </u>		不動産鑑定士コース	不動産鑑定士(短答式試験レベル) 相当の知識の付与	10月~

資料2-5-3

検査局主催研修の実施状況(19検査事務年度)

研修名等	目的•内容	実施月
씨마카다 국	לוא ^ר נאם	天 旭万
主要行等業態別の研修	業態毎に必要な実践的知識の付与を目的とする。	7月~8月
模擬査定研修	研修生を検査官役、ベテラン検査官を支店長役として、教材となるラインシートに基づき、模擬の資産査定業務を経験させることによって、経験の浅い検査官の資産査定に関する能力の向上を図る。	8月
検査局夏期全体研修	検査局職員に対し、検査上の心構え等の啓蒙を目的とする。	8月
出勤日研修	検査現場でのOJTを補完することを目的として、少人数の班編成による意見 交換会形式の研修を実施した。	9月・11月・4月
転入者研修	金融検査に必要な基礎的な知識・実務の習得を図る。	8月・1月・2月・4月・5月

資料2-7-1

【記者会見等の実施回数等】

1. 大臣会見回数

100回

(重要な報道発表等に係る大臣記者会見)

平成19年 8月27日(月)	閣議後記者会見(内閣改造)
平成19年 8月27日(月)	初閣議後記者会見
平成 19 年 9月 25 日(火)	閣議後記者会見(内閣総辞職)
平成19年 9月26日(水)	初閣議後記者会見
平成 19 年 11 月 30 日(金)	「金融市場戦略チーム」第一次報告書公表に係る
	渡辺大臣、髙尾座長共同記者会見
平成 19 年 12 月 4日(火)	全国一斉多重債務者相談ウィークに係る渡辺大臣、平山
	日本弁護士連合会会長、佐藤日本司法書士会連合会会長
	による共同記者会見

2. 長官会見 50回

3. 記者ブリーフ回数 62回

4. 報道関係者との意見交換会回数 1回

資料2-7-2

平成19事務年度政府広報実績

		媒 体(広報実施時期)	テーマ
新聞	突出し(H2O.6)	一般紙(6月10日: 読売、東京、北海道、西日本、11日: 産経、12日: 毎日、13日: 地方65紙、14日: 朝日新聞、15日: 日経)スポーツ新聞(6月15日: 日刊スポーツ、サンケイ新聞、報知新聞、スポーツニッポン)	振り込め詐欺救済法
	突出し(H2O. 4)	一般紙(4月8日:産経、10日:中日、北海道、 西日本、11日:読売、12日:朝日、13日:毎日)	金融商品取引法制
	突出し(H19.10)	一般紙(10月22日:読売、23日:東京・中日、北 海道、西日本、24日:産経、25日:毎日、26日: 地方65紙、27日:朝日)	
	突出し(H19. 10)	一般紙(10月9日:産経、10日:朝日、11日:中日、北海道、西日本、12日:読売、14日:毎日)	金融商品取引法制
テレビ	定時番組	キク!みる! (フジテレビ・6月13日放送)	振り込め詐欺救済法
	定時番組	MY JAPAN (CS朝日ニュースター・6月7日放送)	振り込め詐欺救済法
	定時番組	キク!みる! (フジテレビ・10月19日放送)	多重債務者対策
	定時番組	ドゥ!JAPAN (CS日経CNBC 10月11日放送)	金融商品取引法制
出版物	定期刊行物	Cabiネット(6/15)行政ACCESS	振り込め詐欺救済法
インター ネット	インターネットサイト テキスト広告	YOMIURI ONLINE(6月23日~29日)	振り込め詐欺救済法
	インターネットサイト テキスト広告	47NEWS(10月22日~28日) Jiji.com(10月22日~28日)	多重債務者対策
その他	モバイル携帯端末	3月31日から4月6日	金融商品取引法制
	政府広報オンライン FLASHコンテンツ	平成19年8月から掲載	株券電子化

意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧

平成19事務年度(平成19年7月~平成20年6月)

(金融庁ウェブサイトより抜粋)

公表日	案件名	締切日
20.6.24	「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	20.7.24
20.6.23	「電子記録債権法施行令(案)」の公表について	20.7.31
20.6.12	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 (案)」等の公表について	20.7.14
20.6.6	主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針及び信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正(案)の公表について	20.7.7
20.5.16	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	20.6.17
20.5.9	「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表について	20.6.9
20.5.1	「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方」の改訂(案)の公表について	20.6.2
20.4.30	「金融専門人材について (基本的なコンセプト)」に対する意見募集の実施について	20.6.6
20.4.28	株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案・内閣府令案等の公表について	20.5.29
20.4.28	「信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	20.5.28
20.4.25	「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	20.5.26
20.4.11	主要行等向けの総合的な監督指針および中小・地域金融機関向けの総合的な監督指 針の一部改正(案)の公表について	20.5.12
20.4.3	「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の策定(「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」からの「VI 信用保証協会関係」の章の分離独立)に対する意見の募集の実施について	20.5.2
20.3.27	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則(案)」及び「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令(案)」の公表について	20.4.28
20.3.21	金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協 会の規則等を指定する件の一部改正(案)の公表について	20.4.21
20.3.12	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	20.4.14
20.2.21	金融検査マニュアルの一部改訂(案)の公表について	20.3.10
20.2.12	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	20.3.14
20.2.8	銀行等による保険販売の全面解禁等に伴う検査マニュアルの一部改訂(案)の公表について	20.3.10
20.2.7	保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)等の公表について	20.3.8
20.2.7	ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子(案)にかかる意見募集について	20.5.30
20.2.6	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)の公表について	20.3.10
20.2.1	「信託業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	20.3.3
20.1.29	「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令及び特定金融会社等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	20.2.29
19.12.28	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表等について	20.1.28
19.12.27	「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	20.1.28
19.12.26	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」(監査報酬の開示・監査人交代時の開示に係る部分)の公表について	20.1.28

公表日	案件名	締切日
19.12.21	「第一種金融商品取引業を行う外国法人が国内において保有すべき資産として適当と 認められる資産を指定する件(案)」の公表について	20.1.21
19.12.19	「投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号イの規定に基づき株価 指数を定める件」を改正する告示(案)の公表について	20.1.24
19.12.18	事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)の一部改正(案)の公表について	20.1.25
19.12.18	主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、信託会社等に関する総合的な監督指針、保険会社向けの総合的な監督指針、少額短期保険業者向けの監督指針、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針及び貸金業者向けの総合的な監督指針の一部改正(案)の公表について	20.1.25
19.12.14	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」及び「口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令(案)」の公表について	20.1.15
19.11.6	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正案の公表について	19.12.7
19.11.6	保険業法施行規則の一部改正案及びこれに伴う金融庁告示案並びに銀行法施行規則 等の一部改正案の公表について	19.12.7
19.10.29	保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)の公表について	19.11.28
19.10.26	「前払式証票の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について	19.11.26
19.9.28	「社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令(案)」の公表について	19.10.29
19.9.28	「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する 法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)」等及び「社債等登録法施行規 則の一部を改正する命令(案)」の公表について	19.10.29
19.9.28	公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令・内閣府令案等の公表 について	19.10.29
19.8.22	証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン(案)の公表について	19.9.20
19.8.21	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引 業協会の規則を指定する件(案)」の公表について	19.9.20
19.8.15	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(案) 等の公表について	19.9.14
19.8.14	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督 指針」の一部改正(案)の公表について	19.9.12
19.8.9	「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	19.9.10
19.8.7	「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について	19.9.6
19.8.6	認定投資者保護団体についての指針(案)の公表について	19.9.7
19.8.6	「利息制限法施行令(案)」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令(案)」の公表について	19.9.6
19.8.3	貸金業者向けの総合的な監督指針(案)の公表について	19.9.3
19.7.27	バーゼルII第1の柱に関する告示等の一部改正(案)の公表について	19.8.27
19.7.13	「信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する件(案)」等の公表について	19.8.13
19.7.6	「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	19.8.6
19.7.3	「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	19.8.2
19.7.3	「平成19年度金融庁政策評価実施計画」の策定等について	19.11.30

「金融サービス利用者相談室」運営方針について

1. 基本的役割

- 金融サービス利用者の利便性向上の観点から、金融行政に関する利用者からの、電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた金融庁への質問・相談・意見等に一元的に対応する。
- 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局 に回付し、企画立案・検査・監督において活用する。
- 「相談室」は金融機関と利用者の間の個別取引に係る斡旋・仲介・調停 は行わず、担当の業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。

2. 各業界団体等との連携の取り方について

- 各業界団体等と効果的な連携を図りつつ「相談室」を運営するために、 各協会等の相談実務担当者と当庁「相談室」担当者との意見交換を行 う。
- 「相談室」から利用者へ各団体を紹介するに当たっては、各協会等の 連絡先だけでなく、その機能や相談に際しての留意点等もあわせて、伝 達する。
- 金融サービス利用者相談室長を金融トラブル連絡調整協議会メンバーとし、相談室の活動状況について適宜報告を行う他、メンバーである業界団体・自主規制機関、消費者行政機関等と意見・情報交換を積極的に行う。

3.「相談室」の広報について

- 「相談室」に寄せられた相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ホームページで四半期毎に公表する。
- 「相談室」及び各種窓口の案内を、当庁ウェブサイト上で、同一コーナーにまとめて掲載するとともに、それぞれの設置趣旨を分かりやすく明記する。

以上

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください!

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する 「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する4つのサービス

ご意見・ご要望・ 情報提供の受付

→ 金融行政に関するご意見・ご要望や 貸し渋り・貸し剥がし、口座の不正利 用等の各種情報提供を承ります。 ご質問・ご相談への対応

- 専門の相談員が、皆様のご質問・ご相談に電話にてお答えします。
- ▶ ホームページ・ファックス・郵送でいただいたご質問等にも、相談室からお電話をお返しします。

頂いたご意見の 金融行政への活用

▶ 頂いたご意見は金融庁内で共有 し、今後の金融行政に活用致します。 金融サービス利用者 の皆様への情報提供

▶ 相談等の受付実績、よくあるご相談についてのQ&A等を、3ヶ月ごとに金融庁ホームページで公表します。

- ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。

相談室へのアクセス方法

お電話での受付

● 受付時間: 平日10:00~16:00

● 電話番号: 03-5251-6811

● 受付の流れ:

- ▶上記番号にダイヤル (内容に応じて、番号をプッシュして下さい。)
 - ① 預金・融資等に関するご相談
 - ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
 - ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
 - ④ 貸金等に関するご相談
 - ⑤ 金融行政一般・その他に関するご相談
- >相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

ホームページでの受付

- 金融庁ホームページのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ (http://www.fsa.go.jp)
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日10:00~16:00の間に、お電話をお返し致します。
 - (注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
 - (注2)「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもありますが、 ご理解願います。お急ぎの方はお電話にてご連絡願います。

ファックスでの受付

- ファックス番号: 03-3506-6699
- ご意見・相談・情報提供等を24時間受付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日10:00~16:00 の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けております。 〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 金融庁 金融サービス利用者相談室 宛
 - (注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
 - (注2)「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもありますが、 ご理解願います。お急ぎの方はお電話にてご連絡願います。



金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表 (平成19年4月1日~20年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

平成19年4月1日~6月30日···19年7月31日公表 (第8回)

平成19年7月1日~9月30日···19年10月31日公表 (第9回)

平成19年10月1日~12月31日・・・20年1月31日公表 (第10回)

平成20年1月1日~3月31日・・・20年4月25日公表 (第11回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	19/4 ~ 6	19/7 ~ 9	19/10 ~ 12	20/1~3	19年度合計
質問 : 相談	9, 548	8, 239	8, 924	9, 128	35, 839
意見 · 要望	1, 817	1, 430	1, 732	1, 748	6, 727
情 報 提 供	686	699	865	754	3, 004
その他	79	91	87	46	303
合 計	12, 130	10, 459	11, 608	11, 676	45, 873

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	19/4 ~ 6	19/7~9	19/10 ~ 12	20/1~3	19年度合計
電話	9, 863	8, 599	9, 546	9, 692	37, 700
ウェブサイト	951	872	950	1, 079	3, 852
ファックス	169	149	225	188	731
手 紙	627	468	499	441	2, 035
その他	520	371	388	276	1, 555
合 計	12, 130	10, 459	11, 608	11, 676	45, 873

3. 分野別受付件数

(単位:件)

区 分	19/4 ~ 6	19/7 ~ 9	19/10 ~ 12	20/1~3	19年度合計
預 金 · 融 資 等	2, 796	2, 659	2, 713	2, 881	11, 049
保険商品・保険制度等	4, 641	3, 543	3, 833	3, 424	15, 441
投資商品·証券市場制度等	2, 568	2, 543	3, 158	3, 550	11, 819
貸 金 等	1, 906	1, 515	1, 677	1, 556	6, 654
金融行政一般・その他	219	199	227	265	910
合 計	12, 130	10, 459	11, 608	11, 676	45, 873

4. 分野別・業務(業態)別受付件数

〇預金・融資等

(単位:件、%)

	ঘ	<u>×</u>		4		預	金			融	資		7	- 0) f	也		合	計	
			ח	分		数	比	率	件	数	比	率	件	数	比	率	件	数	比	率
4	月	~	6	月		733	2	6.2		908	3	2.5	1,	155	4	1.3	2,	796	10	0.0
7	月	~	9	月		702	2	6.4		820	3	8.0	1,	137	4	2.8	2,	659	10	0.0
10	月	~	12	月		789	2	9.1	,	836	3	8.0	1,	880	4	0.1	2,	713	10	0.0
1	月	~	3	月		953	3	3.1		793	2	7.5	1,	135	3	9.4	2,	881	10	0.0
19	年	度	合	計	3,	177	2	8.8	3,	357	3	0.4	4,	515	4	0.9	11,	049	10	0.0

〇保険商品等

(単位:件、%)

	ı⊽	区		.		分		命	保	険	損	害	保	険	7	. 0) f	也		合	計	,		
	ь л		ח		71		/1		件	数	比	率	件	数	比	率	件	数	比	率	件	数	比	率
4	月	~	6	月	1,	553	3	3.5	2,2	247	4	8.4		841	1	8.1	4,	641	10	0.0				
7	月	~	9	月	1,	154	3	2.6	1,8	861	5	2.5		528	1	4.9	3,	543	10	0.0				
10	月	~	12	月	1,	370	3	5.7	1,	779	4	6.4		684	1	7.8	3,	833	10	0.0				
1	月	~	3	月		975	2	8.5	1,0	660	4	8.5		789	2	3.0	3,	424	10	0.0				
19	年	度	合	計	5,	052	3	2.7	7,	547	4	8.9	2,	842	1	8.4	15,	441	10	0.0				

〇投資商品等

(単位:件、%)

区	分					会 社 種業)		その	D他			合	計	
		71		件	数	比率	件	数	出	率	件	数	出	率
4 月	~	6	月		623	24.3	1,9	945	7	5.7	2,	568	10	0.0
7 月	~	9	月		605	23.8	1,9	938	7	6.2	2,	543	10	0.0
10 月	~	12	月		707	22.4	2,4	451	7	7.6	3,	158	10	0.0
1 月	~	3	月		560	15.8	2,9	990	8	4.2	3,	550	10	0.0
19 年	度	合	計	2,	495	21.1	9,3	324	7	8.9	11,	819	10	0.0

(注)証券会社(第一種業)の19年4月~9月は証券会社に関する相談等の受付件数

〇貸金等

○金融行政一般・その他

(単位:件)

(単位:件)

	区		分		件 数
4	月	~	6	月	1,906
7	月	~	9	月	1,515
10	月	~	12	月	1,677
1	月	~	3	月	1,556
19	年	度	合	計	6,654

	区		分		件数
4	月	~	6	月	219
7	月	~	9	月	199
10	月	~	12	月	227
1	月	~	3	月	265
19	年	度	合	計	910

資料2-13-1

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	・中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入・「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定(13年1月政策評価各府省連絡会議了承)	
3月		・「金融庁における政策評価の実施要領」 策定(13年3月28日)
6月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定(13年法律第86号)	
10月		・「平成 13 事務年度の政策評価の運営方 針」策定(13 年 10 月 31 日)
1 2 月	・「政策評価に関する基本方針」(13 年 12 月閣議決定)	
1 4 年 4 月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行(13年法律第86号)	・「金融庁における政策評価に関する基本 計画」策定(14年4月1日)
		・「事後評価の実施計画」(計画期間 14 年 4 月〜6 月末) 策定(14 年 4 月 1 日)
14年7月		・「事後評価の実施計画」(計画期間 14 年 7 月〜15 年 6 月末) 策定(14 年 8 月 6 日)
12月		・政策評価(平成 13 年度実績評価)の実施、評価結果の公表(14 年 12 月 26 日)
15年4月		・「平成 13 年度政策評価結果の政策への 反映状況」の公表(15 年 4 月 17 日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
15年6月	・「政策評価結果の実施状況及びこれらの 結果の政策への反映状況に関する報 告」(15年6月国会報告)	
15年7月		 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(15年7月1日) 「平成15年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間15年7月~16年6月末)策定(15年7月1日)
8月		・政策評価(平成 14 年度実績評価等)の 実施、評価結果の公表(15 年 8 月 29 日)
16年4月		・「平成 14 年度政策評価結果の政策への 反映状況」の公表(16 年 4 月 23 日)
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」 (16年6月国会報告)	
16年7月		·「平成 16 年度金融庁政策評価実施計画」 (計画期間 16 年 7 月~17 年 6 月末) 策定(16 年 7 月 7 日)
8月		・政策評価(平成 15 年度実績評価等)の 実施、評価結果の公表(16 年 8 月 31 日)
17年4月		・「平成 15 年度政策評価結果の政策への 反映状況」の公表(17 年 4 月 27 日)
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」 (17 年 6 月国会報告)	
17年7月		·「平成 17 年度金融庁政策評価実施計画」 (計画期間 17 年 7 月~18 年 6 月末) 策定(17 年 7 月 26 日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
17年8月	「花笠気圧に囲まえ甘ままるのな字にの	・政策評価(平成16年度実績評価等)の 実施、評価結果の公表(17年8月31日)
1 2月	・「政策評価に関する基本方針の改定について」(17年12月閣議決定) ・「政策評価の実施に関するガイドライン」(17年12月政策評価各府省連絡会議了承)	
18年4月		・「平成 16 年度政策評価結果の政策への 反映状況」の公表(18 年 4 月 28 日)
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」 (18 年 6 月国会報告)	
18年7月		·「平成 18 年度金融庁政策評価実施計画」 (計画期間 18 年 7 月~19 年 6 月末) 策定(18 年 7 月 10 日)
8月		・政策評価(平成17年度実績評価等)の 実施、評価結果の公表(18年8月31日)
19年3月	 「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」(13 年政令第 323 号)の一部改正(規制の事前評価の義務付け) 「政策評価に関する基本方針」の一部変更(19 年 3 月閣議決定) 	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」 (19 年 6 月国会報告)	・「平成 17 年度政策評価結果の政策への 反映状況」の公表(19 年 6 月 14 日)
19年7月		·「平成 19 年度金融庁政策評価実施計画」 (計画期間 19 年 7 月~20 年 6 月末) 策定(19 年 7 月 3 日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
8月	・「規制の事前評価の実施に関するガイド ライン」策定(19年8月政策評価各府 省連絡会議了承)	・政策評価(平成 18 年度実績評価等)の 実施、評価結果の公表(19 年 8 月 30 日)
20年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」 (20年6月国会報告)	・「平成 18 年度政策評価結果の政策への 反映状況」の公表(20年6月10日)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成20年7月1日現在

翁 百合 (株)日本総合研究所理事

座 長 片田 哲也 (株)小松製作所顧問

神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

関 哲夫 新日本製鐵㈱常任監査役

田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

富田 俊基 中央大学法学部教授

吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授

[計 7名]

(敬称略·五十音順)



金融庁業務継続計画の概要

業務継続計画(Business Continuity Plan)とは、自然災害などの予期せぬ事態が発生した場合においても、 継続すべき業務(非常時優先業務)を行えるような体制(業務継続体制)を確保するための計画。

1. はじめに

<金融庁における業務継続の基本方針>

- 1. 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、 その早期回復に努める。
- 2. 当庁の業務継続性の確保のため、当庁の職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、 適切に行政資源を配分する。

金融庁防災業務計画(H18.8改訂)

- 防災対策基本法に基づき、当庁の一般的な業務継続体制を整備。
- わが国及び地域の金融の中枢機能が、災害の発生時等においても継続して運用されるよう、 実効的かつ包括的な体制の整備に努める。

金融庁防災業務計画第24条に基づく実施細目(H18.8策定)

○ 災害時における<u>必要な最低限度の継続すべき当庁中枢機能を明確化</u>。

金融庁業務継続計画(H20.6策定)

- り 特定の災害に焦点を置き、事務フロー等の具体的な業務継続体制を定めたもので、 防災業務計画の補完的な位置づけ。
-) 本計画の適用範囲は、首都直下地震。なお、当面の間、想定する首都直下地震以外の 災害についても、必要に応じて本計画を準用。

2. 想定災害、当庁周辺環境想定

想定災害 : 首都直下地震(東京湾北部地震(M7.3))が日曜の夕方18時に発生

当庁周辺環境想定

○ 本庁舎 : 大きな物的損傷は発生せず、本庁舎で継続して業務遂行が可能。

〇 公共交通機関: 3日間程度は途絶。

○ 電力 : 2日間程度は外部供給が途絶。 ⇒非常用発電設備にて対応。セキュリティも確保。

○ 固定電話 : 1週間程度輻輳。 ⇒災害時優先電話にて対応。

○ 携帯電話 : 1週間程度輻輳。 ⇒パケット通信は利用可能。

○ インターネット: 6日間程度は通信回線の断線等により使用不可。

○ 上下水 : 3日間程度外部供給は途絶。 ⇒本庁舎受水槽(貯水タンク)にて対応。

3. 非常時優先業務

<当庁非常時優先業務の概観>

非常時優先業務

〇 災害対策本部に係る業務

- 金融庁災害対策本部の設置・運営に関す る庶務
- 庁内で収集した金融市場・金融機関等の 被災状況に係る情報の集約・整理
- 一 外部連絡先(政府災害対策本部・財務省・ 日本銀行)との連絡・調整
- 職員の参集・配置に関する総合調整
- 金融市場等における状況の確認に係る業務
- 金融機関における状況の確認に係る業務
- 国民一般への情報発信に係る業務
- 金融庁の運用する行政手続に係るシステム の管理・運用に係る業務(EDINET)
- 金融機関に対する被災者支援の要請に係る 業務
- 海外当局、国際機関等への対応及び情報の 伝達に係る業務

- 内部管理関連
- 一行政資源の被災状況の確認に係る業務
 - 金融庁職員の参集可能性の確認に係る 業務
 - 本庁舎・施設・災害時備蓄等の管理に係 る業務
- 庁内情報システムの管理等に係る業務
 - 庁内情報システムの障害への対応に係 る業務
 - 当庁行政情報化LANシステムの運用に 係る業務

(注) 上記のほか、公認会計士試験の試験日の前後に想定災害が発生した場合には、公認会計士 試験の実施に係る業務を非常時優先業務として位置づけ。

<当庁と関係機関等との概念図(イメージ)>

被害状況、市況等の情報収集、

機能維持及び復旧の支援 〇 迅速な情報提供・収集 金融庁 金融機関等 緊急災害対策本部(官邸) 原則として、中央合同庁舎第7号館にて業務を実施 取引所 関係先(財務省、日本銀行等) 決済機関 海外当局、国際機関 金融庁災害対策本部 振替機関 発災後、即時に設置(本部員は即時参集) 〇 収集した情報につき発信 ○ 国民生活や民間の金融・経済活動が中断する 事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。

国民(預金者、保険契約者、投資者等)

4. 非常時優先業務を実施・継続するための執行体制

人的資源の確保

非常時優先業務を実施・継続する要員を確保するため、以下の取組みを実施。

- ① 予め、非常時参集要員を指定することで、業務執行体制を構築。
 - 災害対策本部員···発災後、即時参集。
 - 非常時参集者・・・各非常時優先業務の目標時間に応じて当庁に参集。
 - 非常時参集予備者・・・非常時参集者より自ら参集する旨の連絡がない限り当庁に参集。
- ② 指揮命令・意思決定の権限者が参集できず、かつ、連絡が取れない場合に備え、 権限委任についてのあり方を予め規定。
- ③「安否確認サービス」を利用し、職員の参集可能性、参集に要する時間等の情報を確認。

5. 非常時優先業務を実施・継続するための執務環境の確保

物的資源の確保

これまでの取組み

- 全職員の3割程度を対象に、3日分の食料・飲料水を備蓄
- 基本的な医薬品・懐中電灯・バール・ジャッキ・ハンマー等の器具が内包された 防災キャビネットを各階に設置
- 災害対策本部となる会議室のほか、監督部局等、想定災害発生時において対外的に 連絡を取る必要性が高い部署を中心に、固定電話を優先回線化
- 各執務室内の接壁しているロッカー等につき、転倒防止対策を実施

今後の取組み

- 各執務室内の接壁していないロッカー等につき、転倒防止対策を促進
- 当庁保有の携帯電話について、優先回線化
- 非常用備蓄品(食料・飲料水、毛布、ヘルメット・担架等の防災用品)の拡充
- 〇 代替拠点の検討

6. 業務継続力向上のための取組み

教育・訓練の実施

以下のような教育・訓練を行い、職員の防災の意識を高める。

- 〇 参集訓練
- 〇「安否確認サービス」の習熟訓練
- 〇 職員に対する研修・教育
- 上記のほか、非常時参集者・非常時参集予備者については、非常時優先業務の習熟に努める。

計画の見直し

- 毎年内容を見直すことを基本として、必要に応じ、適宜改訂を行うことを検討。
- 平日に首都直下地震が発災した場合や感染症の流行といった事象を想定災害に追加することを検討。